

豊田市立西保見小学校 いじめ防止基本方針

令和8年4月9日改訂

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは人間として絶対に許されない行為であり、同時に、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為でもある。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。児童が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、すべての教職員がいじめの防止等に取り組まなければならない。

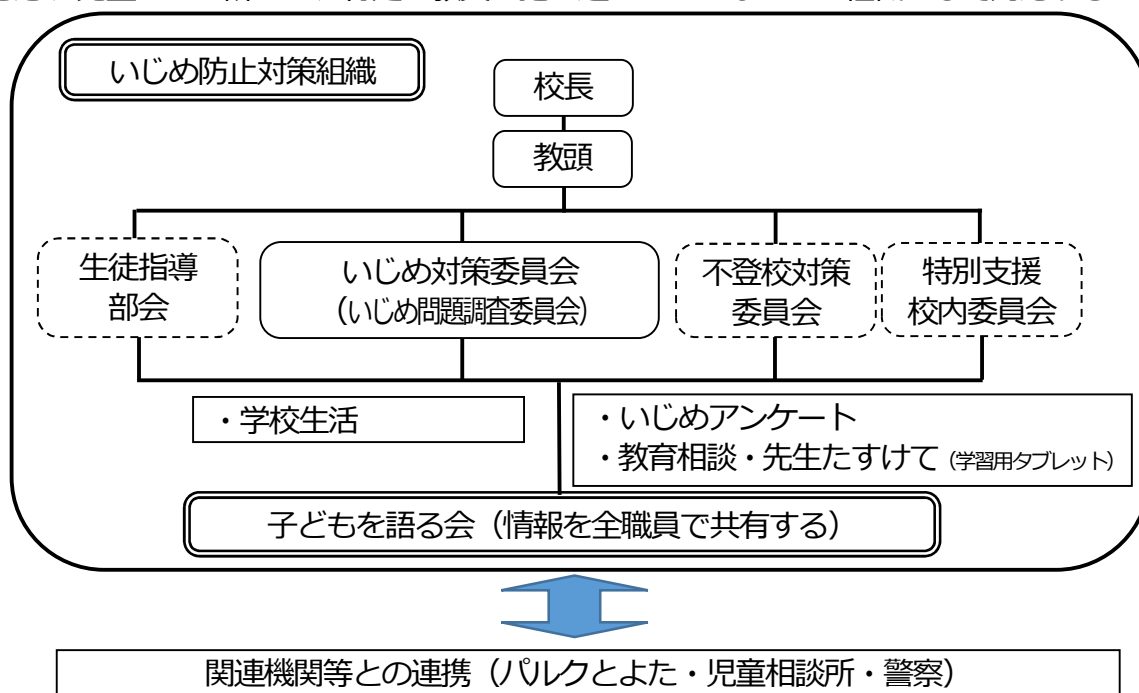
これらの基本的な考えを基に、教職員一人一人がいじめの問題の重大性を正しく認識し、日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。

そうした中で、児童が互いの違いを認め、理解し合いながら助け合い、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

- ・学校生活や地域での生活の中で、気持ちのよい言葉のやりとりから、児童が思いやりの心をもち、温かい共感的な人間関係を育む。
- ・学校生活におけるあらゆる活動を通して、自己決定をしたり自己を生かしたりする場、他者のがんばりを認め合う場を設定し、自己存在感や自己肯定感をもてるようにする。
- ・校内、校外での情報を的確に把握し、いじめの早期発見・早期解決に努める。

2 いじめ防止対策組織

校内に「いじめ対策委員会」と「子どもを語る会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう組織として対応する。



(1) 「いじめ対策委員会」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・保護者アンケートや教員による「点検と見直しのためのチェックシート」を実施し、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・心のアンケート（いじめアンケート）や教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、ホームページやきずなネット等を通して、いじめ防止の取組状況や教育相談における子どもたちの様子、学校自己評価の結果等を発信する。

エ いじめへの対処

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、直ちに「臨時いじめ対策委員会」を開催し、正確な事実の把握に努め、いじめの解消に向けた指導、支援体制を組織する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・必要に応じて、指導、支援の方針と結果について、「いじめ早期相談票」を作成し、教育委員会へ提出する。
- ・いじめの解消の判断をする。
- ・重大事態が起きた場合、直ちに「臨時いじめ対策委員会」を開催し、対応を協議する。この場合「臨時いじめ対策委員会」は「いじめ問題調査委員会」を兼ねる。
- ・犯罪行為が疑われるいじめについて、直ちに「臨時いじめ対策委員会」を開催し、警察への相談、通報の必要性を判断する。
- ・警察との連携が必要と判断した場合、また、判断に迷う場合は、パレクとよた担当指導主事へ連絡し、あわせて「いじめ早期相談票」を提出する。
- ・パレクとよたの指示のもと、学校から警察署（生活安全課）へ連絡、通報し、適切な援助を受ける。

(2) いじめ対策委員会の構成員

<教職員>

- 校長 ○教頭 ○教育相談コーディネーター ○教務主任
- 校務主任 ○教育相談主任 ○生徒指導主任 ○学年主任 ○養護教諭
- 学校日本語指導員 等

※必要に応じて、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する方を加える

- スクールカウンセラー ○スクールソーシャルワーカー ○はあとラウンジスタッフ
- 主任児童委員 ○学校運営協議会委員 ○PTA 理事 等

(3) 「子どもを語る会」の役割

- ・全職員で児童の実態と指導方針の共通理解をし、いじめ問題に対して組織的に対応する。

(4) 「いじめ対策委員会」「子どもを語る会」の開催時期

- ア 心のアンケート（いじめアンケート）、教育相談の実施後、年に3回、年度末に1回、計4回「いじめ対策委員会」を開催する。
- イ 「子どもを語る会」を定期的に設け、日常の児童の実態を全職員で共通理解し、対応策の検討や方針の徹底をする。
- ウ いじめ事案への対応が緊急に必要な場合は、「臨時いじめ対策委員会」をに開催する。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、協力し合って活動できる学級づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業や活動づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ デジタル・シティズンシップ教育を推進し、児童がインターネットやSNSの正しい利用とマナーについての理解を深め、責任ある行動ができるように継続的に指導する。
- オ 縦割り班（ふれあい班）による学校行事や集会活動、ふれあい班遊びを実施し、活動の後に感想を伝え合うなど、高学年を中心とした異学年交流の場を設定し、互いに相手を思いやる心を育む。
- カ いじめの問題やその取組についての理解や協力を得るため、学校いじめ防止基本方針をホームページに掲載し、保護者や地域住民に対して広報啓発を充実する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 心のアンケートや教育相談を定期的（6月、11月、1月の年3回）に実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談や連携がしやすい環境を整える。
- ウ 「先生たすけて（学習用タブレット）」を使った相談方法やいじめ相談電話等、対面以外の相談方法を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。
- エ 教育相談週間に「教員チェックシート」を実施して学級の様子を把握し、いじめ兆候の把握に努める。
- オ 「子どもを語る会」を定期的に設け、各学級の様子や気になる児童への対応等について全職員で共通理解を図る。
- カ 「いじめのサイン発見チェックシート（保護者用）」を教育相談週間に合わせて

家庭に配付し、保護者が早期発見できるようにする。

キ 長期休業前（7月、12月）に「点検と見直しのためのチェックシート」による点検や、hyper-QUの実施の結果から、学級の様子や個々の児童の様子を把握し、いじめの兆候の把握に努める。

(3) いじめへの対処

ア いじめの発見、いじめの疑いがあるとの情報があった場合は、担任、4役、学年主任、生徒指導担当に連絡し、速やかに「臨時いじめ対策委員会」を開催し、組織的に対応する。

イ いじめを受けた児童の安全を確保し、対応する。

ウ いじめを行った児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや豊田市青少年相談センター（パルクとよた）のスクールソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、豊田加茂児童・障害者相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。

オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、新たに生み出さない集団づくりを行う。

カ ネット上のいじめや名誉棄損行為等、犯罪行為が疑われるいじめ事案については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

(4) いじめ解消の目安

いじめが解決したと判断できる状態でも、3か月を目安に十分な経過観察と適宜面談等を行い、「いじめ対策委員会」で最終的に「解消」と判断する。いじめの解消は、以下の3点を目安として判断する。

<いじめ解消の目安>

- ・いじめを受けた児童が、現在いじめはないと自覚している。
- ・いじめを受けた児童の保護者が、現在いじめはないと判断できる。
- ・周りの児童や教師から見て、現在いじめはないと判断できる。

4 いじめの重大事態の疑いがある事案発生時の対応

(1) いじめの重大事態が疑われる場合は、速やかに教育委員会に報告し、早期解決を図る。重大事態となった場合は、速やかに教育委員会に報告をし、適切に対応して早期解決を図る。

(2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ問題調査委員会（いじめ対策委員会が兼ねる）」を開催し、適切な専門家を加えるなどして対応する。

(3) 調査の目的等については、いじめを受けたとされる児童やその保護者、いじめを行ったとされる児童やその保護者に対して説明する。

(4) 調査結果については、いじめを受けた児童やその保護者、いじめを行った児童やその保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、P D C A サイクル (P L A N → D O → C H E C K → A C T I O N) で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) 教職員による「点検と見直しのためのチェックシート」を年2回 (7 月、 1 2 月)、いじめサイン発見チェックシート (保護者用) を年2回 (6 月・ 1 1 月) 実施し、いじめ対策委員会で取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修 (O J T 研修を含む) を年2回計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は4月にホームページに掲載する。必要に応じて、年度途中に見直しをする。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

<参考資料 取組の年間計画>

	いじめ防止対策組織	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ Pへ	○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認 ○いじめ対策委員会① ○研修①「児童理解」	○相談室やS Cの児童、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○西保見の約束の話（集会）	○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 ○身体測定	○学年懇談会での「学校いじめ防止基本方針」の説明 ○地域のあいさつ運動
5月		○子どもを語る会	○1年生を迎える会 ○情報モラル指導		
6月		○いじめ対策委員会②	○ふれあい班活動	○「心のアンケート①」 ○教育相談週間① ○Hyper-QUの実施①	○授業参観 ○いじめ発見チェックシート（保護者用）①
7月		○子どもを語る会 ○点検と見直しのためのチェックシート①	○ふれあい班活動 ○夏休み事前指導 ○社会を明るくする運動		○前期個別懇談会
8月					
9月		○子どもを語る会	○ふれあい班活動 ○子どもの権利学習プログラム	○身体測定	○地域のあいさつ運動
10月		○いじめ対策委員会③	○ふれあい班活動 ○野外学習（5年）		
11月		○子どもを語る会	○西保見スポーツデー ○ふれあい大縄練習	○「心のアンケート②」 ○教育相談週間②	○いじめ発見チェックシート（保護者用）②
12月		○子どもを語る会 ○点検と見直しのためのチェックシート②	○ふれあい大縄大会 ○人権週間（集会、作品応募） ○修学旅行（6年） ○冬休み事前指導		○授業参観 ○後期個別懇談会 ○保護者へのアンケート ○ハローウッズ整備
1月		○子どもを語る会	○お年玉募金活動 ○ふれあい班活動	○身体測定 ○「心のアンケート③」 ○教育相談週間③	○地域のあいさつ運動 ○安全パトロール
2月		○学校自己評価 ○子どもを語る会	○ふれあい班活動 ○学習発表会		
3月		○教職員、保護者評価の結果を検証し「基本方針」の見直し ○いじめ対策委員会④	○6年生を送る会	□文科省「生徒指導上の諸課題調査」によるいじめ調査	○ボランティアの方へ感謝の手紙作製
通年	○校内のいじめに関する情報の共有 ○対応策の検討 ○伝達講習を定期的開催（OJT）	○集会における講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○ユニバーサルデザイン授業の充実 ○登下校指導	○健康観察の実施 ○S Cによる相談 ○先生たすけて等	○登下校の見守り ○読み語り ○花ボランティア ○ワールドあいさつ運動	

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。